

船橋市内部疾患を有する児童の保育の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市健康保育研究協議会要綱（以下「協議会要綱」という。）第2条第4号に規定する内部疾患を有する児童（以下「内部疾患を有する児童」という。）の保育を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱における用語の定義は、協議会要綱の例による。

(判定手続き等)

第2条 市立保育所主管課は、内部疾患を有する児童の保護者が、協議会要綱第1条に規定する保育所等における保育の実施を希望する場合は、当該保護者及び児童と面接を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により面接を受けた児童に対し、保護者から同意を得た上で、利用を希望する保育所等にて原則5日間（最低3日間）の体験保育を実施するものとする。

3 協議会要綱第4条に規定する船橋市健康保育研究協議会委員の代表及び第7条第1項に規定する観察員の代表は、内部疾患を有する児童の保育観察を行うものとする。

4 市長は、前項に規定する保育観察が終了したときは、速やかに別表に規定する保育観察判定基準表並びに医療機関又はその他関係機関（以下「医療機関等」という。）が発行する診断書及び報告書等に基づき内部疾患を有する児童の保育実施の適否について判定し、決定するものとする。

5 市長は、前項に定める判定が困難な場合には、船橋市健康保育研究協議会（以下「協議会」という。）に保育実施の適否についての審査を求めるものとする。

6 前項の場合において市長は、協議会の審査結果並びに医療機関等が発行する診断書及び報告書等に基づき、内部疾患を有する児童についての保育実施の適否について決定するものとする。

(実施保育所)

第3条 内部疾患を有する児童の保育を実施する保育所（以下「実施保育所等」という。）は、協議会要綱第1条に規定する保育所等とする。

(保育時間)

第4条 内部疾患を有する児童の保育時間は、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定する認定時間内において、当該児童の心身の状況や保護者の就労時間等を考慮し、実際に保育を必要とする時間とする。

(個別支援等)

第5条 実施保育所等の園長は、内部疾患を有する児童の心身の発達を促すため、保護者に対し助言を行うとともに保護者の同意を得て医療機関等との連携の充実に努めるものとする。

2 実施保育所等の看護師は、内部疾患を有する児童の健康状況の把握に努めるとともに、医療機関等の指示に基づき、必要に応じて保護者に対し健康管理上の助言を行うものとする。

3 実施保育所等の栄養士は、内部疾患を有する児童の栄養状況の把握に努めるとともに、医療機関等の指示に基づき、必要に応じて保護者に対し栄養管理上の助言を行うものとする。

(在園児の審査)

第6条 市長は、在園する児童について医療的配慮の必要性が生じた場合には、第2条第3項から第6項までの規定の例により、当該児童についての保育実施の適否について決定するものとする。

(観察員)

第7条 市立保育所主管課長は、第3項に規定する職務を行うために、保育所等の保育園長及び看護師の中から各10人以内で観察員を指定する。

2 前項の規定により指定された観察員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、観察員に欠員が生じた場合の補欠観察員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 観察員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 内部疾患を有する児童についての保育観察の実施

(2) 医療機関等へ同行し関係者から聴取する等、内部疾患を有する児童の心身の状況を把握するために必要な調査の実施

(3) 第1号及び第2号における結果報告

(4) その他内部疾患を有する児童の保育実施に当たり市長が必要と認めたもの

(定期報告)

第8条 実施保育所等の園長は、内部疾患を有する児童の状況について、必要に応じて定期報告を市立保育所主管課に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(名称の変更)

2 この要綱の名称は、「船橋市内部疾患を有する児童の保育の実施に関する要綱」とする。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

保育観察判定基準表

【氏名:

1歳6か月未満まで

] 生年月日

判定表 1

年 月 日

月齢項目	～4か月	～6か月	～8か月	～10か月	～12か月	～15か月	～18か月	備考
摂食・嘔下	一定量、一定時間内に飲める。哺乳反射が消失してくる。	ミルク、母乳の摂取量が順調に増えてくる。	決められた量のミルク、好きなだけ母乳を飲む。スプーンやコップですすり飲みをする。	コップから1回飲みができれば、離乳食の進み方に伴って、ミルク、母乳の摂取量が変化していく。	コップを持って飲めるようになる。離乳食に合わせて、ミルクを補足する。	介助すればコップから連続飲める。食事後の後のミルク、母乳の摂取量が減ってくる。	コップ、お椀を両手で持って連続して飲む。ミルクから牛乳に移行した。	
	食べるところを見てよだれが増える。	スプーンが近づくと口を開ける。口唇を閉じてドロドロのものを飲み込む。	口唇を閉じて嚥下の上下運動、舌の押しつぶしが飲み込む。	舌を左右に動かし、食べ物を移動させて食べる。手づかみ食べをする。	舌で口の中の食べ物を自由に動かせる。	舌ぐまでかんざり、つがす手づかみ、指さしをする。	食料により咀嚼回数や咀嚼力を要えながら食べられる(完了期食を食べている)	
運動機能	引き起こして頭部がついてくる(顔定)。うつ伏せで肘で支えながら頭を上げると仰向けで自分の手をじっと見つめる。	うつ伏せで頭を90°に保つ。膝返りをする。	肘這い、ビボットターン、グライダーポーズができる。ずり這いが見られる。	肘這い、四つ這いが移動の中心となつている。座位が安定する(自分這り)。座位から四つ這いに移れる。	つかまり立ちができる。高い這いをする。伝い歩きができる。押し車で歩く。	しゃがみ姿勢から1人で立ち上ることができる。歩き始める。	安定した歩行・手すりを持って階段昇降をする。しゃがみ姿勢で遊ぶ。	
微細	活発に手を動かす。物に手が触れると開く。	玩具に両手を添えて遊ぶ。近くの玩具を自ら掴む。顔にかかった布を取る。手のひらで物をつかむ。	二つの玩具を片手ずつ持つ。持ち替えることができる。小さいものを掴む。人差し指、中指でつかり持つ。	両手を使った遊びが増える。両手にそれぞれ物を握り持つ。左右の手は別々の操作をする。本をめくる。	親指と人差し指の指先でつまむ。なぐり書きをしようとする。容器に物を入れ、布等をかぶせたりする。	積木を3個以上積み、手首をコントロールして遊ぶ。		
言語理解	音や言葉を聞き分けて反応がある。すぐぐりや語りかけなどで、声を出して笑う。	あやされる言葉や音、声のする方に振り向く。	知らない言葉や名前を呼ばれると反応して振り向く。	「おいで」と誘うと自分から反応し、手を振る。自分の名前が分かる。	「ちようだい」の意味が解る。不快な経験をすると回避するようになる(びびりなど)。	言葉と対象が一致する。やり取りあそび(ちようだい、どうぞ)が活発になる。		
社会性と認知	「アーオー」や「オー」等の話をする。発声が高くなる(クインク)。甲高い声を出せる。	強弱、高低の繰り返し。音節的な発声になる。聞き慣れた声を知覚するようになる。声を出して笑う。	「マンマン」「バババ」等要求や意味を持った言葉を盛んに言う。	三項関係ができる。手遊びを模倣する。	言葉が増える。「ハハ」「ママン」「マンマン」等意味のある初語を言う。簡単な体操等、動作模倣ができる。	言葉が増える。困った時に助けを求める。三項関係の中で指さし行動ができるようになる。	指差しして欲しいものを要求する。楽しかったこと等、人に対して共通の意味のある言葉で話す。	
対人関係	動きかけに発声する。	人を目で追う。人の顔や手をよく見つめる。特定の人を運んで敬愛。	見慣れた人に敬愛。人を見たりする。不快な時だけ知らない時にも人の顔を見る。	後追いをする。人の指さしを見る。禁止の言葉や動作に反応する。手差し、指さしをする。	「ちようだい」に反応し、渡す振りを。他児の持っているものに出す。要求の指差しをする。	つもり遊びが盛んになり、自分の気持ちを仕立てて大人に伝えようとする。「～はどこ、どの部位を聞く」と人形や人の体の部位を指す。		
触覚	両手を開く。仰向けで手をしゃぶる。なめる。両手を触れ合わせる。	玩具を取りに行こうとする。仰向けで下肢を持ち上げたまま手で足を触る。	物を落とすと落ちたものを見て、玩具を見つめ、自分突然近づけると目を閉じる。	口をすぼめる。口唇の動きが豊かになる。何でも口に運び、しがみついたり(アタッチメント)。	大人が使う日用品に興味を示し、取りに行ったり、引っ張り出したりする。	小物を容器から出す。指さしをする。	総状・自動車等)や自分の体の部位(目・鼻・口等)を指す。器を重ねる。	
視覚	すぐ近づける(自分で見つけて近づける等)。自分の手を握る。	物を落とすと落ちたものを見て、玩具を見つめ、自分突然近づけると目を閉じる。	目と手の協応。人の行動をじっくり見る(二項関係)。	隠したものを探そうとする。箱に隠されたものを見つけてみる。	隠したものを探そうとする。箱に隠されたものを見つけてみる。	真常所見 顔が開かない。眼帯がある。目を通りやりに見えない。反応が鈍まらな		
聴覚	音や声のする方に顔を向ける。	声をかけると振り向く。	話しかける相手の口元をじっと見る。様々な社会言に反応する。	視界にない音源の方向がわかる。「マンマン」に反応する。	大きな音に反応しない。補聴器等装着している。	真常所見 意味のある発語(発音)がない。		
普段の健康状態	医療管理のもと定期通院をしている。治療上の制約があり、常に日常生活に影響がある。病気で度々入院することがある。	医療管理のもと定期通院をしている。治療上の制約があり、常に日常生活に影響することがある。	医療管理のもと定期通院をしている。治療上の制約をきたさない。	医療管理のもと定期通院をしている。日常生活に支障が少ない。	普段は健康であるが、感染症などの病気に罹りやすく、回復に日数を要することが多い。	健康である。		

安全と基本的信頼関係(安心)

別表第2-1 保育観察判定基準表(1歳6か月～3歳未満まで) 判定表 1

		年 月 日 判定会		【氏名】		生年月日		年 月 日		観察結果	備考
		1	2	3	4	5	背景要因(該当に○)				
基本的 生活習慣	食事	年齢相応に食事がとれる	一部介助すれば一人で食べられる	介助や調理の方法を工夫すれば、一人で食べられる	機能障害等があり、各種補助具の準備やそれに応じた相当部分の配慮及び介助があれば食べよとする	全面介助	機能(スキル)・摂食・内面・その他				
	着替え	年齢相応にできる	大人の促しや一部介助が必要だが、やろうとする	大人の促しや一部介助が必要である	相当部分の介助が必要である	全面介助	機能(スキル)・内面・その他				
運動機能	粗大	粗大運動が年齢相応に発達している	自立歩行できるがなめらかさに欠ける、体幹の動きが重たれ、転びやすく、ぶつかりやすい	自立歩行できるがなめらかさに欠ける、ハイハイや伝い歩き、または補助具を付けて自力移動をする	お座りができる(姿勢を保持できる)。日常生活動作は相当部分の介助を受けている		姿勢の保持が難しい等、発達の遅れや障害があるため、日常生活動作は全面介助を受けている				
	微細	手指の操作が年齢相応に発達している	なめらかさに欠けるが、手指で操作ができる。細かい操作がぎこちない	発達の遅れや障害があり、一部介助や補助具があれば手指で操作ができる	発達の遅れや障害があり、相当部分の介助を受けて手指で操作をする		発達の遅れや障害によって操作することが難しく、全面介助を受けざるを得ない				
社会性	言語理解指示行動	年齢相応の指示は理解し従える	大体のことを理解し従える	繰返しはたらかせられれば、大体のことを理解し従える	指示の意味内容を理解できているが、繰返しはたらかせても従うことは難しい		はたらかせても、意味内容が理解できない				
	認識	自分の持ち物や自分のロッカー・靴箱などがわかる	声かけや誘導により、自分の持ち物や自分のロッカー・靴箱などがわかる	声かけや誘導を繰返し動きかければ、自分の持ち物や自分のロッカー・靴箱などがわかる	繰返しはたらかせられても自分の持ち物や場所がわからない		声かけや誘導をしても、自分の持ち物や場所がわからない				
身体面	対人関係	人に対して関心を示す	保護者等、特定の人こそそばに居れば常時関心を示したり、関わりがもてる	保護者等、特定の人こそそばに居れば、時々関心を示したり、関わりがもてる	保護者といれば、時々関心を示したり、関わりができる		人に対して興味・関心を示さない 誰とでも接するが相手を認識していない				
	安全	見守っていれば安全な行動がとれる	場面に応じて、度々誘導や声かけ等の注意が必要である	常に誘導や声かけ等の注意が必要である	ケガやアクシデントを回避するため、場面に応じて保護が必要である		ケガやアクシデントを回避するため、常に保護が必要である				
身体面	視力	見えている	見えにくい	眼鏡をかければ日常生活に支障なく見える	眼鏡をかけても見えにくい		眼鏡をかけてもほとんど見えにくい				
	聴力	聞こえている	聞こえが悪い	補聴器を使えば日常生活に支障がない程度に聞こえる	補聴器を使っても聞こえが悪い		補聴器を使ってもほとんど聞こえない				
身体面	普段の健康状態	健康である	普段は健康であるが、感染症などの病気に罹りやすく、回復に日数を要することが多い	医療管理のもと発熱や下痢を繰り返しているが、日常生活に支障をきたさない	医療管理のもと発熱や下痢を繰り返している。治療上の制約があり、常に日常生活に影響がある。病状から日常生活に影響することがある		医療管理のもと発熱や下痢を繰り返している。治療上の制約があり、常に日常生活に影響がある。病状から日常生活に影響することがある				
	◆観察でみられた『表出言語』と『遊び』の状態について、該当欄に										
表出言語	年齢相応に話せる	二語文程度話せる	単語や簡単なことは話せる	単語を少し話す	オウム返りする	ひどいことが多い	殆ど喃語である	不明なこと	言葉が出ない	身振りで示す	発音が不明瞭
遊び	友達やわらわらと遊ぶことに加わろうとする	見立て遊び、つもり遊びをする	玩具を使って一人で遊ぶことができる	手遊び等、真似をする	手遊びに誘っても興味を示さない						

保育観察判定基準表（3歳以上）

判定表 1

（ 年 月 日 判定会） 【氏名： 年 月 日 生年月日 年 月 日

食事		1	2	3	4	5	背景要因 (該当に○)	観察結果	備考	
基本的 生活習慣	食事	年齢相応に食事がとれる	課題はあるが、一人で食べられる	一部介助すれば一人で食べられる	介助や調理の方法を工夫すれば、食べられる	全面介助	機能(スキル)・摂食・内面・その他			
		排泄	小便は自立している	予告はできるが介助が必要である	時間排泄に応じるが介助が必要である	時間排泄に応じるが排泄すること	全面介助	機能(スキル)・内面・その他		
			4・5歳児 大小便とも自立している	小便は自立しているが大便は介助が必要である	予告はできるが介助が必要である	時間排泄に応じるが相当部分の介助が必要である	全面介助	機能(スキル)・内面・その他		
運動機能	着替え	年齢相応にできる	時間がかかるがどうにかできる	声かけや一部介助が必要である	相当部分の介助が必要である	全面介助(協力動作が全く見られない)	機能(スキル)・内面・その他			
		年齢相応に発達している	自分で歩行するがなめらかさ欠ける・体幹の弱さが現われ、転びやすい・ぶつかりやすい	発達の違いや障害があるが、ハイハイや伝い歩き、または補助具を付けて自力移動する	お座りができる(姿勢を保持できず)。日常生活動作は相当部分の介助を受ける	姿勢の保持が難しい等、発達の違いや障害があるため、日常生活動作は全面介助を受ける	機能(スキル)・内面・その他			
		年齢相応に発達している	なめらかさに欠けるが、手指で操作ができる・細かい操作がきこらない	発達の違いや障害があり、一部介助や補助具があれば手指で操作ができる	発達の違いや障害があり、相当部分の介助を受けて手指で操作をする	発達の違いや障害によって操作することが難しく、全面介助を受ける	機能(スキル)・内面・その他			
社会性	言語理解 指示行動	働きかけに対し行動できる	働きかけに対し大体のことは理解し行動できる	毎日使う簡単なことばは理解でき、繰返し動きかければ従うことができる	簡単な指示や視覚的に示すことばは理解できるが、言葉の指示だけでは、繰返し動きかけても従うことが難しい	ほとんど理解できない、働きかけてもその意味・内容がわからない	機能(スキル)・内面・その他			
		相手の手を認識して接することができ、誰とも関わりが持てる	相手の問題はあがるが、相手を認識して関わりが持てる	保護者等、特定の人となら常時間わりが持てる	保護者であれば関わりが持てる	人に対して興味・関心を示さない 誰とも接するが相手を認識していない	機能(スキル)・内面・その他			
		年齢相応に安全な行動がとれる	場面に応じて、度々誘導や声かけ等の注意が必要である	常に誘導や声かけ等の注意が必要である	ケガやアクシデントを回避するため、場面に応じて保護が必要である	ケガやアクシデントを回避するため、常に保護が必要である	機能(スキル)・内面・その他			
身体面	視力	見えている	見えにくい	眼鏡をかければ日常生活に支障なく見える	眼鏡をかけても見えにくい	眼鏡をかけてもほとんど見えない				
		聞こえている	聞こえが悪い	補聴器を使えば日常生活に支障がない程度に聞こえる	補聴器等を使っても聞こえが悪い	補聴器等を使ってもほとんど聞こえない				
		健康である	普段は健康であるが、感染症などの病気に罹りやすく、回復に日数を要することが多い	医療管理のもと定期通院をしているが、日常生活に支障をきたさない	医療管理のもと定期通院をしている。治療上の制約があり、常に日常生活に影響がある。病状から日常生活に影響することがある					
◆観察で見られた『表出言語』と『遊び』の状態について該当欄に										
表出言語		年齢相応に話せる	二語文程度話せる	単語や簡単なことは話せる 少し話す	オウム返しする ひとりごとが多い	殆ど喃語である	不明なことを言う	言葉がでない 身振りで示す	発音が不明瞭	
遊び		鬼ごっこ等ルールのある遊びに参加できる	友達をやっていることに加わろうとする	一人で遊ぶことができる	手遊び等、真似する	遊びに誘っても興味を示さない				

